

基本目標3 男女共同参画の推進で元気なまち すみだ

課題（1）皆さんと区がともに考え、決める土台をつくります

〔施策の方向〕

- ① 意思決定過程への女性の参画促進
- ② 区役所における女性登用の促進

〔指標〕

項目名	現状	目標（平成30年度）
1 審議会・委員会の女性委員比率	24.5%	30%
2 女性委員がいない審議会数	12	0
3 区職員の女性管理職比率	11.8%	15%

施策の方向①意思決定過程への女性の参画促進

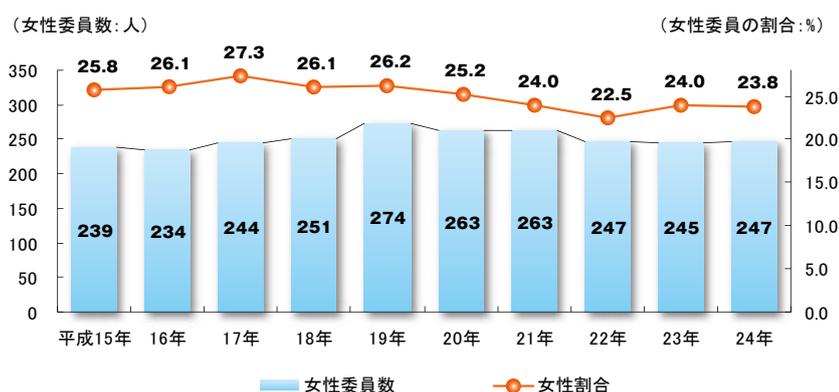
◆◆◆現状と課題◆◆◆

活力ある経済・社会を創造していくためには、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要であり、あらゆる分野に対等に参画する環境をつくる必要があります。

区では女性の政策・方針決定過程への参画を促進するため、地方自治法に基づく審議会等委員における女性の割合を平成 25 年度末までに 50%にすることを目標に掲げ、女性委員の登用に取り組んできましたが、平成 24 年で 23.8%となっています（図表 36）。都区部で 30%を超えているところもあることから、審議会等への女性委員の選任についてはこれまで以上に積極的に取り組む必要があります。

図表 36 墨田区の審議会等委員における女性の割合の推移

区の審議会等における女性委員割合は、平成 17 年までは増加しましたが、それ以降は概ね減少傾向にありました。平成 23 年は再び増加し、平成 24 年は 23.8%となっています。



資料：人権同和・男女共同参画課 平成 15 年は 3 月末日、それ以降は 4 月初め現在

◆◇◆方針◆◇◆

■区の審議会等意思決定の場への女性の積極的な登用と、それを実現するための環境づくりを進めます。

	事業	事業の内容	所管課
111	女性団体等の育成、援助、交流促進	すみだ女性センター登録団体・グループ等の名簿を作成し、活動に応じて必要な情報を提供、支援します。	すみだ女性センター
112	審議会等への女性委員の任用	区の審議会等の委員で女性を積極的に登用し、女性のいない審議会をなくすように努め、審議会等の女性委員の割合を、平成30年度までに30%にすることをめざします。	人権同和・男女共同参画課
113	公募制の拡大	審議会等の性格を考慮した上で、公募制の拡大を図るよう関係各課に働きかけます。	人権同和・男女共同参画課
114	女性委員の比率に関する調査の実施と結果の公表	関係各課に毎年調査を行い、女性委員の登用率を把握することにより、女性の参画状況を明らかにします。	人権同和・男女共同参画課

施策の方向②区役所における女性登用の促進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

区職員の男女比率は概ね 50%になりましたが、管理職（課長以上）における女性比率は平成 24 年で 13.5%にとどまります。都区部で 20%を超えているところもみられることから、積極的な女性職員の登用が必要です（図表 37）。



◆◆◆方針◆◆◆

■区職員の男女共同参画への意識を高め、管理職への女性の登用を促進します。

	事業	事業の内容	所管課
115	管理・監督者への女性登用促進	キャリアアップ研修の実施を検討するとともに、女性が管理職・係長選考を受験するよう促進します。	職員課
116	職員向けの男女共同参画社会に関する啓発紙「きらめき」の発行	男女共同参画をめざして、様々な機会を捉え、職員に男女共同参画についての情報を提供し、意識を啓発します。	人権同和・男女共同参画課
117	男女共同参画に関する職員意識・実態調査の実施	区の施策を男女共同参画の視点で行うため、定期的に職員の意識・実態調査を行い、意識啓発を図ります。	人権同和・男女共同参画課
118	職員研修の実施	墨田区職員研修実施計画に基づく各職層への研修を行うとともに、課別研修や特別区職員研修所の人権研修に派遣し、区の職員の男女共同参画に関する理解を深めます。	職員課
119	旧姓使用制度の実施	婚姻等により改姓があっても、旧姓を使用することを認め、就労上の便宜を図ります。	職員課

課題（２）安心・安全でやさしいまちをつくります

〔施策の方向〕

- ① 地域づくり、環境保全活動における男女共同参画の推進
- ② 防災・防犯における男女共同参画の推進

〔指標〕

項目名	現状	目標（平成30年度）
1 防災会議における女性の委員数	2/50	現状以上
2 生活安全推進協議会の女性の委員数	0/28	1/28 以上
3 すみだ環境共創区民会議の女性委員数	6/18	現状以上

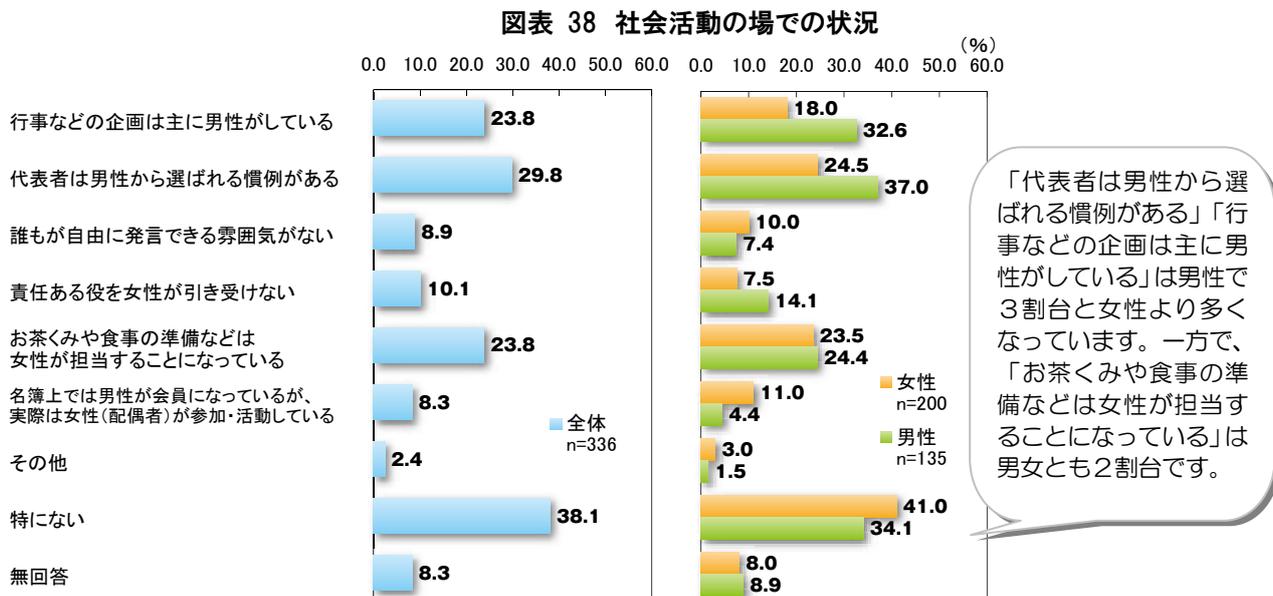
施策の方向①地域づくり、環境保全活動における男女共同参画の推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

生活の拠点である地域では、一人暮らしの高齢者の見守り、子育て支援、災害時の地域力の向上など様々な課題が山積しており、働いているいないに関わらず男女がともに協力し合って安心・安全なまちづくりを進めていく必要があります。

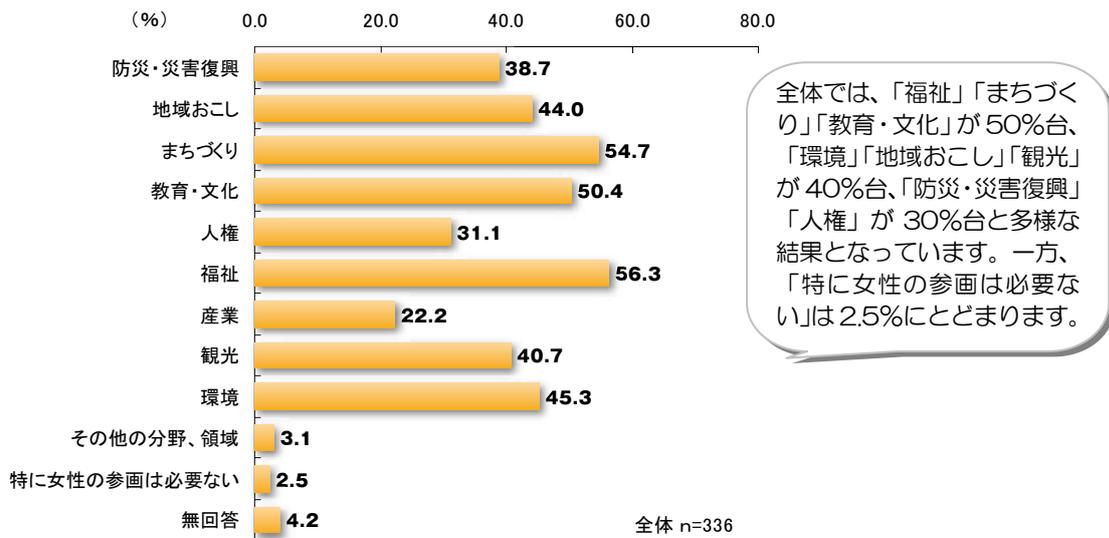
地域活動においては、重要な意思決定は男性、庶務的なことは女性といった現状がうかがえました（図表 38）。地域活動における方針決定の場への女性の参画は、未だ十分とは言えない状況です。

一方、墨田区アンケート調査（2012）によると、女性の参画が必要な分野・領域として、福祉のほか、まちづくり、教育・文化、環境、地域おこしや観光もあがり（図表 39）、女性の積極的な参画が期待されています。中でも環境保全分野は、一人ひとりのライフスタイルを環境への負荷がより小さいものへと変えていくために、女性の高い関心や経験等が活かされる分野です。



資料：墨田区アンケート調査（2012）

図表 39 区の政策で女性の参画が求められる分野・領域



資料：墨田区アンケート調査（2012）

◆◆◆方針◆◆◆

■区民の身近な生活に関わる地域づくり、環境保全分野において、男女共同参画の視点の導入を推進します。

	事業	事業の内容	所管課
120	地域で助け合う小地域福祉活動の推進	町会・自治会を単位とした地域の人たちが推進する「小地域福祉活動」を助成し事業の拡大と定着を図ることで、互いにふれあい、支え合い、助け合い、共に暮らしていける福祉のまちづくりを行います。	厚生課
121	P T A活動等の活性化	P T Aの活動の中で、男女共同参画意識の啓発や女性問題等の学習を支援します。	生涯学習課
122	団体・サークルの育成・支援	団体情報の登録や学習情報の提供によって、団体・サークルの育成・支援を行い、地域のあらゆる団体に男女共同参画について考えるきっかけづくりを行います。	生涯学習課
123	すみだ環境共創区民会議の開催	環境基本条例に基づき、環境基本計画の推進に関する協議や環境の共創に関する実践行動などを行います。	環境保全課

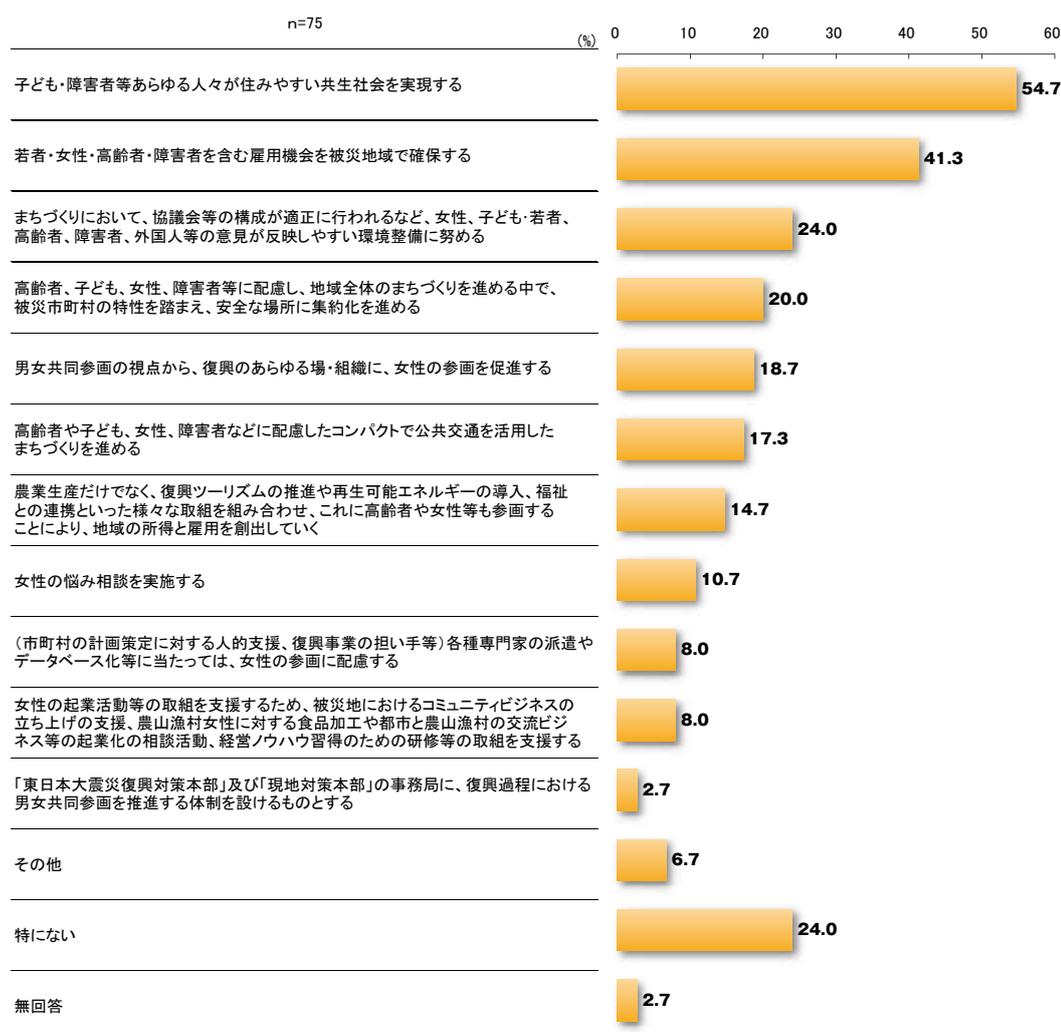
施策の方向②防災・防犯における男女共同参画の推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

防災の分野では、東日本大震災で明らかになったように、男女共同参画の視点が不十分なために避難所の運営などに支障が起こっており、防災・復興に関する意思決定の段階から、女性の参画に留意する必要があることが分かりました。

国では、平成 24 年 9 月の防災基本計画の修正に際し、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進することが盛り込まれました。また、平成 25 年 3 月には、内閣府から「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が提示され、女性用更衣室や男女別トイレ、授乳スペースなどの女性専用スペース、下着や生理用品の配布など女性の視点を取り入れることが求められました。

<参考>復興計画の記載で配慮されている点



資料：東日本大震災からの復興に関する男女共同参画の取組状況調査（平成 25 年 5 月男女共同参画局）
注：被災地 9 県、178 市町村に対し郵送法で平成 24 年 11 月に実施（有効回収率 80.2%）

◆◇◆方針◆◇◆

■防災・防犯分野の組織の運営や活動の進め方において、男女共同参画の視点の導入を推進します。

	事業	事業の内容	所管課
124	墨田区地域防災計画の修正	災害時の復旧・復興計画について、男女共同参画の視点に基づく取組を推進していきます。	防災課
125	避難所運営マニュアルの配布	避難所の運営方針等、策定段階から女性の視点を取り入れられる体制作りを推進していきます。	防災課
126	生活安全推進協議会の実施	防犯対策、火災予防、空き家対策等に関する問題の現状把握に努め、施策の実施に関し必要な事項について協議していきます。	安全支援課

課題（3）すみだを活性化し、豊かなまちにしていきます

〔施策の方向〕

- ① 産業振興での男女共同参画の推進
- ② 多文化共生・国際交流の推進

〔指標〕

項目名	現状	目標（平成30年度）
1 NT ¹¹ 配置数	区立小中全校	区立小中全校
2 国際理解教育の取組学校数	区立小中全校	区立小中全校
3 産業振興会議女性委員数	2/14	現状以上

¹¹ NT（エヌティー）：Native Teacher
英語を母語とする英語指導者をいいます。

施策の方向①産業振興での男女共同参画の推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

区の産業別就業人口においても製造業の割合が低下し、サービス業が増加しています（P 16 図表 5）。世帯構成では、典型的な核家族という印象がある「夫婦と子供から成る世帯」は減少が続き、代わって単独世帯が急増しています（P 14 図表 3）。共働き世帯も増加しており、家計は夫のみの収入から、夫と妻の双方の収入になり、妻（女性）が家計消費の実権を握ることが多くなっています。墨田区アンケート（2012）においても、財産の管理（土地・建物・預貯金）は「妻が中心」が39.2%と「夫が中心」（26.7%）、「夫と妻と同程度」（27.1%）を大きく上回っていることからもうかがわれます（P 70 図表 34）。

わが国の経済を取り巻くこのような大きな環境変化の中で、経済成長の担い手としての女性の可能性が注目されるようになり、女性が新製品・新サービスの開発に参画し、多様な経験や価値観が反映されて、これまでになかった新しい市場が開拓されはじめています。

区においても産業振興など重要な分野で男女共同参画を推進することによって、すみだの経済の活性化が期待されるところです。

◆◆◆方針◆◆◆

■地域経済の活性化に向けて、地域の産業を男女共同参画を踏まえた新たな視点で見直していきます。

	事業	事業の内容	所管課
127	産業振興会議	区内産業人、学識経験者と区職員が区内産業の抱える諸問題について共通認識を深め、意見交換や提案を行い、より効果的な産業振興施策について検討します。	産業経済課

施策の方向②多文化共生・国際交流の推進

◆◆◆現状と課題◆◆◆

国際連合では、国際婦人年（昭和 50 年）に第 1 回世界女性会議を開催し「世界行動計画」を採択しました。これを受けて、日本でも昭和 52 年に「国内行動計画」を策定し、わが国の男女共同参画社会の実現への取組は新たな段階に入りました。このように、わが国の男女共同参画施策の取組は、世界の動きのなかで進められてきた経緯があり、国際社会と深いかかわりがあります。

また、スカイツリー効果は、すみだが日本にとどまらず世界から注目される立場を生み出しました。外国人観光客の増加も見込まれており、互いの文化の違いを理解し、認め合い、男女共同参画の視点に立ったすみだの国際化を推進することが期待されています。そのため、区民の国際意識を高め、各国の人々との交流を通して、区民一人ひとりが異なる文化や価値観への理解を深める必要があります。

◆◆◆方針◆◆◆

■国際理解を高める教育を推進し、民間レベルの異文化理解・交流を支援します。

	事業	事業の内容	所管課
128	国際理解教育の推進	総合的な学習の時間、外国語活動（小学校）・外国語（中学校）でのNTとのふれあい等を通じて、異文化理解、表現力の育成等、国際理解教育の推進を図ります。	指導室
129	多文化共生及び国際交流の推進事業	多文化共生の実現や国際交流の推進のために、外国人支援事業及び海外友好都市の交流事業等を実施する民間団体に対する助成、支援を実施します。	文化振興課